

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 南種子町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.0 %
全職員	71.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.7 %
本庁課長補佐相当職	0.0 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.7 %
31～35年	84.7 %
26～30年	96.8 %
21～25年	93.7 %
16～20年	0.0 %
11～15年	0.0 %
6～10年	81.8 %
1～5年	96.5 %

【説明欄】

- 「全職員」において、常勤職員と会計年度任用職員の給与差が大きいことを前提として、常勤職員は男性比率が高く、会計年度任用職員では女性比率が高いことから大きな差異がでている。
 - (1)「本庁課長相当職」において昨年より大きく女性が下回った要因として、男性管理職が管理職特別勤務手当をはじめとした諸手当の支給額により給与平均が上がったことが挙げられる。
 - (2) 各年数において、女性よりも上位の級に占める男性の割合がやや大きいこと、時間外勤務手当を受給する割合が男性の方が多くことにより、男女間給与差異が大きくなっている。
- ※ 2 (1) 本庁部局長・次長相当職に該当する役職なし。
本庁課長補佐相当職においては、女性職員なし。
- ※ 2 (2) 16～20年及び11～15年においては、女性職員なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。